

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 居宅サービスと実質的な「施設」との関係について

(合計 本紙含め6枚)

vol. 123

平成14年3月19日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

事 務 連 絡

平成14年3月19日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生労働省老健局介護保険課

振 興 課

居宅サービスと実質的な「施設」との関係について

高齢者住宅等と称しながらも、雑居部屋や極めて狭隘な個室に要介護者を収容した上で、訪問介護等のサービスを提供しようとする事例について、幾つかの地方公共団体より照会がありましたので、考え方をまとめました。

ご参考までに送付いたしますので、市町村、事業者等への周知を図るとともに、今後の事業者指導に際しても適切に対処いただくようお願いいたします。

(問) ケア付き住宅、宅老所等と称しながらも、一室に多数の高齢者を収容し、或いは極めて狭隘な個室に高齢者を収容した上で、同一施設内や近隣に設置した指定訪問介護事業所等から居宅サービスを提供している事例があるが、このようなサービスの形態も介護保険の対象として認められるものなのか。

(答)

1 介護保険法においては、「訪問介護」を始めとする居宅サービスは、「居宅」と「軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとされ、これらにおいて指定居宅サービスを受けた費用について保険給付が行われることとなる。

※ 「厚生労働省令で定める施設」は、軽費老人ホーム及び有料老人ホームとする。(介護保険法施行規則第4条)

2 ここで省令で定める施設を居宅に含めている趣旨は、いわゆる施設に相当する場所に所在する要介護者等についても、居宅に準ずるものとして一定の水準にある施設に居住する場合には、通常の居宅と同様に保険給付の対象とすることを目的とするものである。

3 即ち、「居宅」の範囲については、特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、居宅に含まれる施設として省令で定められた軽費老人ホームと有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれないこととなる。

(参考) 別紙1～3

4 従って、いわゆるケア付き住宅等と設置者が称するものであっても、

- ・ どのような生活空間か
- ・ どのような者を対象としているか
- ・ どのようにサービスが提供されているか

などといった観点も踏まえつつ総合的に判断して、「施設」としての実態を有していると認められる場合には、上述の省令で規定する施設に含まれないものである以上、介護保険でいう居宅サービスには当たらず、居宅介護サービス費の支払対象外となる。

「パート」の室で50人介護へルパー派遣

「訪問」として報酬請求

水戸の企業 県、過大分返還求める

水戸市の企業が、アパートの6室を過剰のお年寄りの約50人を住ませ、介護の訪問介護会社のヘルパーに介護料を払っていることがわかった。県は資料集人ホームなどの施設の利用比率を高く、介護報酬のサーブیس(介護)のなかから取り出す額を増やして介護料を請求している。

茨城県は過大な請求分の返還を訪問介護会社に求めた。この企業は有原会社「ホーム」(大宮)と和社(県庁)と、同社が昨年5月、大宮市の介護施設「ホーム」を運営していた。ホームの施設は、ホームの施設を運営していた。ホームの施設を運営していた。

償われ、8人部屋として使われていた。入居したお年寄りの介護の訪問介護会社「ホーム」(大宮)は、ヘルパーの介護料を請求している。県の介護料を請求している。県の介護料を請求している。

県は昨年6月、ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。

厚生労働省の指針では、10人以上に食事を提供する有料老人ホームの介護料の定率は4人以下で、超過すれば要として認められなければならない。ホームは、ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。

ホームの入居契約書には「医療協力施設機関である医療法人社団大宮会に依頼」との条項がある。お年寄りの多くは、同会の診療所で通じて介護料を請求している。ホームは、ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。

大宮市は、ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。

ホームの入居契約書には「医療協力施設機関である医療法人社団大宮会に依頼」との条項がある。お年寄りの多くは、同会の診療所で通じて介護料を請求している。ホームは、ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。

ホームの入居契約書には「医療協力施設機関である医療法人社団大宮会に依頼」との条項がある。お年寄りの多くは、同会の診療所で通じて介護料を請求している。ホームは、ホームの介護料を請求している。ホームの介護料を請求している。

平成13年5月28日全国介護保険担当課長会議資料(抜粋)

4 病院の建物について、一旦病院の廃止届出(医療法によるもの。)を行った後、改めて診療所としての開設届出を行い、廃止前の病院の病室(以下「旧病室」という。)部分を民間事業者売却したものがある。この場合において、当該民間事業者が当該旧病室部分をマンションと称してそのまま利用し、高齢者を旧病室等に入所させ、当該建物内の診療所や近接した訪問介護・訪問看護事業所から入所者に対して居宅サービスを提供することを予定しているが、このような居住形態については、医療施設の一部と考えられ、居宅サービス費の算定はできないと考えるがどうか。

(答)

お尋ねの事例のように、病院の病室であった部分に、改築などを行わずにそのまま高齢者を居住させ、一体的、継続的にサービス提供が行われている場合には、医療法上の病院として一定の基準を満たす必要性の有無が十分に検討されるべきものとする。

なお、介護保険法上の居宅サービス費の取扱いにおいて、医療法上の病院・診療所の病室・病床に当たるか否かにかかわらず、お尋ねの事例のような居住空間は、「居宅」の範疇に含まれず、また、介護保険法第7条第6項の厚生労働省令に規定する居宅サービス費を算定できる「施設」の中にも含まれないことから、貴見のとおり。